(令和5年12月13日提出)

令和5年12月議会定例会議案 (追 加)

新 潟 市

令和5年12月議会定例会議案(追加)

目	次

議案第162号	令和5年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・・1
議案第163号	令和5年度新潟市と畜場事業会計補正予算・・・・・・・・・9
議案第164号	令和5年度新潟市下水道事業会計補正予算・・・・・・・・12
議案第165号	令和5年度新潟市水道事業会計補正予算・・・・・・・・・14
議案第166号	新潟市名誉市民条例の一部改正について・・・・・・・・・ 15

議案第162号

令和5年度新潟市一般会計補正予算(第7号)

令和5年度新潟市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,520,769千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ436,940,017千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月13日提出

第1表 歲入歲出予算補正

歳入

						(単位 十円)
款		項	Ĩ	補正前の額	補 正 額	計
14 地方交付税				71, 595, 000	2, 076, 641	73, 671, 641
		1 地方交付税	1	71, 595, 000	2, 076, 641	73, 671, 641
19 国庫支出金				81, 624, 093	10, 287, 724	91, 911, 817
		2 国庫補助金	È	25, 125, 761	10, 265, 724	35, 391, 485
		3 委託金		322, 954	22, 000	344, 954
20 県支出金				21, 631, 199	48, 000	21, 679, 199
		2 県補助金		5, 265, 968	48, 000	5, 313, 968
24 繰越金				4, 921, 788	740, 804	5, 662, 592
		1 繰越金		4, 921, 788	740, 804	5, 662, 592
26 市債				37, 241, 300	7, 367, 600	44, 608, 900
		1 市債		37, 241, 300	7, 367, 600	44, 608, 900
歳	入	合	計	416, 419, 248	20, 520, 769	436, 940, 017

歳出

(単位 千円) 補正前の額 計 款 項 補 正 額 2 総務費 42, 452, 771 1,500,000 43, 952, 771 1 総務管理費 37, 539, 011 1,500,000 39, 039, 011 3 民生費 7,603,807 140, 470, 769 132, 866, 962 13, 234, 856 1 社会福祉費 19, 519, 956 6, 285, 100 2 児童福祉費 47, 935, 549 1, 309, 082 49, 244, 631 3 障がい福祉費 25, 675, 570 9,625 25, 685, 195 37, 032, 706 4 衛生費 36, 879, 006 153, 700 26, 148, 277 1 保健衛生費 26, 258, 277 110,000 2 清掃費 10, 730, 729 43,700 10, 774, 429 6 農林水産業費 6, 495, 765 1, 276, 000 7, 771, 765 1農業費 3, 130, 244 1, 115, 000 4, 245, 244 2 農地費 3, 183, 088 154, 000 3, 337, 088 3 水産業費 182, 433 7,000 189, 433 7 商工費 12, 614, 464 148, 500 12, 762, 964 1 商業費 11, 163, 499 138, 500 11, 301, 999 2 工業費 1, 450, 965 10,000 1, 460, 965 8 土木費 57, 316, 031 2, 154, 762 59, 470, 793 2 道路橋りょう費 925, 072 25, 128, 055 24, 202, 983 4 都市計画費 23, 079, 349 24, 269, 039 1, 189, 690 5 公園緑地費 3, 299, 941 40,000 3, 339, 941 10 教育費 58, 515, 168 7,684,000 66, 199, 168 1 教育総務費 8, 545, 245 57, 200 8,602,445 2 小学校費 25, 764, 939 3, 830, 300 29, 595, 239

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 中学校費	15, 280, 278	3, 348, 300	18, 628, 578
	4 高等学校費	1, 611, 361	429, 700	2, 041, 061
	5 幼稚園費	389, 977	18, 500	408, 477
歳出	合 計	416, 419, 248	20, 520, 769	436, 940, 017

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	こどもの性被害防止対策事業	100
	2 児童福祉費	子ども条例推進事業	28, 500
		子育て世帯に対する物価高騰対策給付金	1, 196, 000
		こどもの性被害防止対策事業	51, 10
		医療的ケア児保育支援事業	33, 48
	3 障がい福祉費	こどもの性被害防止対策事業	9, 62
6 農林水産業費	1 農業費	農業者減少対応経営確立支援事業	47,00
		稲作経営継続・安定化支援事業	930, 00
		経営継続・暑熱対策支援事業	90,00
	3 水産業費	漁業燃油等高騰緊急対策事業	7,00
7 商工費	1 商業費	佐渡連携誘客事業	39,00
		外国人誘客促進事業	30,00
		おもてなし態勢推進事業	9, 50
		MICE誘致推進事業	60, 00
	2 工業費	グリーン人材育成支援事業	10, 00
8 土木費	2 道路橋りょう	道路橋りょう維持補修事業	779, 28
	其	道路新設改良事業	145, 78
	4 都市計画費	新潟駅周辺整備事業	1,048,27
	5 公園緑地費	公園整備事業	40,00
10 教育費	1 教育総務費	校内適応指導教室設置事業	7, 20
	2 小学校費	学校改修事業	3, 830, 30
	3 中学校費	学校改修事業	3, 348, 30
	4 高等学校費	学校改修事業	429, 70

教育費	項 5 幼稚園費	学校改修事業	業	名	金	18,50

第3表 地方債補正

1 追 加

														(里1	<u> </u>
起	債	Ø	目	的	限	度	額	起債 の方 法	利	率	償	還	の	方	法
ごみ処理施設	整備	事業費				43,	700	普通	年5.0%以	内	借り入れの	年から携	居置期間	を含み3	0年以内に
								貸借	(ただし、	利率見直し	元利均等又	は元金均	9等若し	くは不均	均等の方法
								又は	方式で借り	入れる場合	により、毎	年度1期	月又は2	期に償え	麗する。 た
								債券	で、政府資	資金及び地方	だし、財政	の都合に	こより据	置期間。	中であって
								発行	公共団体金	è融機構資金	も繰上償還	し、償還	置年限を	短縮し、	又は低利
								(他	について利	川率の見直し	債に借り打	奐えるこ	とがで	きる。	
								の地	を行った後	後においては					
								方公	、当該見直	重し後の利率					
								共団)						
								体と							
								の共							
								同発							
								行を							
								含む							
								。)							

2 変 更

	補		正			前	補		II	Ē			仓	发
起債の目的	限度額	起債 の方 法	利 率	償 還	の方	法	限度額	起債 の方 法	利	率(償	還	Ø	方	法
道路橋りよう整備事業	12, 459, 300	普通	年5.0%以内	借り入れの	年から	据置	12, 915, 400	普通	年5.0%以	内借り	入わ	の年	から	据置
費		貸借	(ただし、	期間を含み	▶30年以	内に		貸借	(ただし	、期間	見を含	30年	年以	内に
街路事業費	2, 707, 500	又は	利率見直し	元利均等又	は元金	均等	3, 179, 200	又は	利率見直	し元利	均等	文は:	元金	均等
		債券	方式で借り	若しくは不	均等の	方法		債券	方式で借	り着し	くば	不均	等の	方法
公園緑地整備事業費	996, 200	発行	入れる場合	により、毎	年度1	期又	1, 016, 200	発行	入れる場	合によ	:り、	毎年	度 1	期又
		(他	で、政府資	は2期に償	遺還する	。た		(他	で、政府	資 は2	期に	【償還	する。	た
小学校整備事業費	917, 700	の地	金及び地方	だし、財政	なの都合	によ	4, 000, 400	の地	金及び地	方だし		対政の き	都合	こよ
		方公	公共団体金	り据置期間	月中であ	って		方公	公共団体	金り排	置其	間中	であ・	って
中学校整備事業費	562, 200	共団	融機構資金	も繰上償還	置し、償	還年	3, 291, 200	共団	融機構資	金も絲	東上償	賃還し	、償	景年
		体と	について利	限を短縮し	、又は	低利		体と	について	利限を	短絲	音し、	又は位	氐利
高等学校整備事業費	67, 300	の共	率の見直し	債に借り拗	見えるこ	とが	497, 000	の共	率の見直	し債に	借り	換え	るこ	とが
		同発	を行った後	できる。				同発	を行った	後でき	る。			
幼稚園整備事業費	800	行を	においては				19, 300	行を	において	は				
		含む	、当該見直					含む	、当該見	直				
臨時財政対策費	11, 253, 000	。)	し後の利率				11, 369, 200	。)	し後の利	率				
))					

議案第163号

令和5年度新潟市と畜場事業会計補正予算(第2号)

令和5年度新潟市のと畜場事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,000千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ744,044千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

							(十一元 111)
款		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ę.	補正前の額	補	正	計
3 繰入金				97, 916		48, 00	145, 916
		1 他会計繰入	金	97, 916		48, 00	145, 916
歳	入	合	計	696, 044		48, 00	744, 044

歳出

() \ / L	7 m)
(単位	千円)

				(+
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 と畜場費		647, 242	48, 000	695, 242
	1 と畜場費	647, 242	48, 000	695, 242
歳出	合 計	696, 044	48, 000	744, 044

議案第164号

令和5年度新潟市下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和5年度新潟市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度新潟市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第3号中「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業13,125,000千円」を「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業13,659,400千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	32,808,225	137,000	32,945,225
第1項 営業収益	22,480,068	49,080	22,529,148
第2項 営業外収益	10,328,156	87,920	10,416,076

支 出 (単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	30,822,445	137,000	30,959,445
第1項 営業費用	26,970,127	137,000	27,107,127

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額753, 099千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額740,645千円」 に、「及び当年度利益剰余金処分額1,243,116千円」を「及び当年度利益剰余金 処分額1,255,570千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補 正する。

収入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	11
第1款 資本的収入	22,733,623	534,400	23,268,023
第1項 企業債	16,271,600	267,200	16,538,800
第2項 国県補助金	3,487,678	267,200	3,754,878

支 出 (単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	37,053,036	534,400	37,587,436
第1項 建設改良費	14,350,858	534,400	14,885,258

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた下水道事業に係る企業債について、その限度額を次のように 改める。 (単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
下水道事業	16,324,800	16,592,000

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「14,546,599千円」を「14,683,599千円」 に改める。

令和5年12月13日提出

議案第165号

令和5年度新潟市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度新潟市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度新潟市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のと おり補正する。

収入 (単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	17, 149, 948	110,000	17, 259, 948
第2項 営業外収益	1, 590, 691	110,000	1,700,691

令和5年12月13日提出

議案第166号

新潟市名誉市民条例の一部改正について

新潟市名誉市民条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月13日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市名誉市民条例の一部を改正する条例

新潟市名誉市民条例(昭和25年新潟市条例第41号)の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。

(称号を贈る条件)

- 第2条 本市は、市民又は市に関係の深い者で、学術、技芸その他一国文化の進展又は本 市の発展に多大な貢献をし、その功績が顕著で市民から深く尊敬されている者に対し、 新潟市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈ることができる。
- 2 名誉市民の選定は、議会の議決を得て行う。
- 3 第1項の名誉市民の称号は、死亡した者に対しても追贈することができる。

第5条中「別に」を「規則で」に改め、同条に見出しとして「(委任)」を付し、同条 を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(称号の取消)

- 第7条 名誉市民が本人の責に帰すべき行為により、著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を 失つたと認められるときは、議会に諮り、名誉市民の称号を取り消し、第4条に規定す る表彰状及び名誉市民章を返還させることができる。
- 2 前項の規定により、名誉市民の称号を取り消された者は、当該取消の日から前条の規 定によつて与えられた待遇を失う。
 - 第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(選考委員会)

第3条 市長の諮問に応じ、名誉市民の選考に関する事項を審議するため、市長の附属機

関として、新潟市名誉市民選考委員会を設置する。

2 新潟市名誉市民選考委員会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。
(顕彰)

第4条 名誉市民には、表彰状、名誉市民章及び記念品を贈り、顕彰する。ただし、名誉
市民が死亡している場合は、遺族に贈るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。